

瀬戸市保育事故検証委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第1号

瀬戸市保育事故検証委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育事故検証委員会運営規則（平成26年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 市内に設置された<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う施設等において発生した重篤な傷病を負った事故又は重篤な傷病に至る可能性が考えられる事故（以下「保育事故」という。）の経過に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 市内に設置された<u>保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。）において重篤な傷病を負った事故又は重篤な傷病に至る可能性が考えられる事故（以下「保育事故」という。）の経過に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。